

最新判決情報

2012 年

[6 月分]

○ルナ事件

知財高裁 H24.6.6 H24(行ケ)10011, 同 10012 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 9 類を指定商品とする登録商標「LUNA」および「ルナ」に対して不使用取消審判が請求され、指定商品中「電子応用機械器具及びその部品」について登録が一部取り消されたため、当該審決の取消が求められた事案である。

争点は、原告商標権者の使用商品「ネオンブラケット、センサー用 LED 基盤 Assy、拡散照明装置、透過照明装置、2 面バックライト照明」が「電子応用機械器具及びその部品」に含まれるか否かである。

特許庁では「ネオンブラケット」等を「照明装置」に過ぎないと判断したが、判決では、「ネオンブラケット」は定電圧特性を生かして回路保護のために用いられるから「電子応用機械器具及びその部品」と評価可能であるとした。(註:「評価可能」とはどのような意味であろうか?)

「センサー用 LED 基盤 Assy、拡散照明装置、透過照明装置、2 面バックライト照明」については、いずれも基板上に LED や定電圧ダイオードを実装したものであり、画像解析を行なうため、対象物に光を照射する機能を果たすものであって、日常生活で光を当てて空間を明るくするための照明装置とは異なる。そしてこれらの商品は電子の作用を構成機能とするので、「電子応用機械器具及びその部品」に該当すると判断し、審決を取り消した。

これらの商品がどのようなものかは分からないが、特許庁では製品の名称中に「照明」の語があったことが、商品の判断を誤らせた一因になっているのであろうか。それとも使用商品を精査しなかったのであろうか。

なお本件商標は英語の「LUNA」とカタカナの「ルナ」であり、使用商標は多少デザイン化された「LUNA」(右掲)であるが、英語商標のみならず、カタカナ商標とも社会通念上同一の商標であると判断されたことも注目される。



○スバリスト事件

知財高裁 H24.6.6 H24(行ケ)10013 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

第 4 類「燃料」外を指定役務とする登録商標「SUBARIST／スバリスト」に対して、「スバル」自動車で知られる富士重工業より法 4-1-15 号を理由に無効審判が請求されたが、これが不成立と判断されたため、当該審決の取消が求められた事案である。

判決では、本件商標「SUBARIST／スバリスト」と引用商標 1,2,3「SUBARU」「スバル」とでは非類似の商標であるが、引用商標 1,2,3 が周知著名であり、スバル自動車の愛好家を「スバリスト」と呼ぶことが広く知られていること、「スバリスト」が「スバル」に由来すること、本件商標の指定商品中「燃料、潤滑剤」は自動車と関連性を有することなどから、本件商標がその指定商品に使用された場合、たとえば原告から本件商標についての使用許諾を受けた者など、原告と経済的または組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所につき広義の混同を生ずるおそれがあるとして、審決を取り消した。

判決理由は非常に分かりやすい論理だと思うが、この点審決では、「スバリスト」が広く知られていることを認めながら、これが「自動車」の出所標識として広く認識されているとは認められず、また引用商標 4 の登録商標「SUBARIST／スバリスト」の指定商品第 16 類と本件商標の指定商品とは生産部門、販売部門、原材料、品質、用途において関連性がないとして出所混同のおそれがないと判断している。

審決理由は判決のように事実を積み重ねて行くのではなく、個々の事実を分断し、前半は「スバリスト」が商標として使用されたか否かに固執し、また後半は引用商標 4 の指定商品自体に固執したことが、ミスジャッジをした原因のようである。

審判段階でも、判決のような判断が期待できないものであろうか。

○ハートナーシング事件

大判 H24.6.7 H23(ワ)12681 不正競争行為差止等請求事件(山田陽三裁判長)

昭和 62 年に創刊された原告雑誌「HEART nursing」(右上掲)に類似する被告雑誌「HEART」(右下掲)が平成 23 年 8 月から刊行されたため、不正競争防止法 2-1-1 号をもとに被告雑誌題号の使用差止と被告雑誌の廃棄が求められた事案である。



原告雑誌は右上掲のとおりであるが、小さく書かれた「nursing」の上部には刊行月号が記載され、下部にはさらに小さく「ハートナーシング」と書かれている。



一方、被告雑誌の題号は右下掲のように「HEART」からなるので、原告雑誌が「HEART(ハート)」として周知されていないと、被告商標との類似性が微妙な判断となる。

判決では、原告雑誌は昭和 62 年 11 月創刊以来 20 年以上にわたり刊行され、その間「HEART」の部分に多少ロゴの変更はあったが実質的に同一の表示が使用されてきたこと、各号概ね 4 千部を超えていること、年間の発行部数が合計 5 万～8 万部であること、原告雑誌の読者は主として心臓血管外科、循環器科に従事する看護師であること、これらの診療科に従事する看護師の総数は全国で約 6 万 4500 人と推定されること、原告雑誌は病院、医療センター、専門学校等で定期購読されていること、看護学会のプログラムや学会誌で広告を繰り返してきたこと、原告雑誌の取次店、書店、定期購読者らが原告雑誌を「ハート」と呼称してきたこと、「HEART」(心臓)の語が循環器疾患に係る医療に関する事項を連想させることなどから、原告商標において「HEART」の部分が独立して商品表示として機能し、周知されていたことを認めた。

一方、被告雑誌も循環器看護に従事する看護師のための雑誌として創刊され、「ハート」の称呼、観念が生ずるので原告雑誌と混同を生ずるおそれがあるとして原告の主張を認め、損害額として弁護士費用 50 万円の支払いを命じた。

ネットでみると、原告雑誌はすべて「ハートナーシング」というフルネームで紹介されているので、「ハートナーシング」全体の称呼で周知されているようである。そうすると、上記の認定事実のうち、取引者や需要者らが原告雑誌を「ハート」と呼称しているとの事実もが立証されたことが特に重要であったようである

○レインボー事件

知財高裁 H24.6.13 H23(行ケ)10328 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 5 類を指定商品とする本願商標「レインボー」(標準文字)が、引用商標「百恋／ひゃっこい／RAINBOW／仙台(図形)」(右掲)により拒絶されたため、当該審決の取消が求められた事案である。



しかし、引用商標中で「RAINBOW」が独立して要部となるであろうことは一見したとおりであり、判決においても両商標は「レインボー」の称呼と「虹」の観念において類似するとして審決が支持された。

○ターザン事件

知財高裁 H24.6.27 H23(行ケ)10399, 同 10400 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 7 類「プラスチック加工機械器具ほか」を指定商品とする登録商標「ターザン」及び「Tarzan」(いずれも標準文字)に対して、アメリカのターザン小説の管理会社が、無断登録は国際信義に反するとして、法 4-1-7 号違反を理由に無効審判請求をしたが、これが不成立とされたため、当該審決の取消が求められた事案である。

特許庁の審決理由は、「ターザン」がジャングルの王者という漠然としたイメージは一定程度認識されていたが、作家であるエドガー・ライス・パロースの著作物の題号や登場人物名として、あるいはその管理会社である原告の商標として広く認識されていなかった、また原告は 44 件のターザン商標を登録しているが、本件の第 7 類については、出願する余裕がありながら出願を怠っていた、そして商標権の帰属という私的な問題は 7 号の公序良俗に該当するものではないというものであった。

判決においても、「ターザン」の周知性を否定した特許庁の判断は妥当であり、本件商標の査定当時、「ターザン」はその指定商品の分野において評価し得る顧客吸引力は有していたとは認められないので本件商標の出願にフリーライドという不正の意図は認められないとしながらも、「ターザン」の著作権や派生的著作物の著作権は存続していて、原告はその商業的な価値の維持管理に努めてきたこと、このような中で無関係の第三者がこれを商標登録し、更新登録して行くと半永久的に「ターザン」商標を独占的に使用でき、一方、原告の使用を排除することになるので、公正な取引秩序の維持の観点からみて相当ではなく、国際信義にも反し、公序良俗に反するとして審決を取り消した。

ポパイ事件もそうであるが、著作権が存在していたという状況下で、著名な作品の人気登場人物の名前を無関係の第三者が商標登録により独占使用するという事は、穏当ではないという判断である。

特許庁では、コンマー事件判決で私的問題の解決は法 4-1-8 号、10 号、15 号、19 号などにより解決すべきで、安易に 7 号を適用すべきではないとの裁判所の批判を気遣ったのであろうが、先例となるポパイ事件判決を知る以上、形式ではなく、実質的な判断をすべきであったらう。

○花柳流事件

東地判 H24.6.29 H23(ワ)18147 名称抹消等請求事件(大鷹一郎裁判長)

日本舞踊の最大流派である「花柳流」の宗家に絡んだ不正競争事件である。原告は、四世宗家家元を名乗る個人 A と権利能力なき社団の花柳流花柳会である。

一方、被告は平成 23 年 1 月 24 日に設立された一般社団法人花柳流花柳会である。なお、原告の傘下にも一般財団法人花柳流花柳会がある。

被告が、原告とどのような経過を経て設立されたものかは判決からは明らかではないが、被告は、原告 A が初代花柳家の血筋を引いていないので宗家でも家元でもなく、花柳流伝統の振付けの型も伝承していないとして A の宗家家元としての正当性を争っているため、やはり本件には何か背景があるようである。しかし、被告は、宗家家元の資格や継承を裏付ける証拠を提出しなかったため、その主張は失当とされている。

むしろ、原告らの「花柳流」や「花柳」の周知性を被告も争わなかったし、被告も会員を募集し、会費を徴収して花柳流舞踊に関する事業を行っていたため、被告の不正競争行為が認められ、「花柳」を含む各標章の使用差止が命じられている。

なお関連する事件として、大阪地裁昭和 56 年 3 月 30 日判決「日本舞踊「花柳流」名取名事件」(昭和 55 (ヨ)815 仮処分事件)がある。